

条 例

議会の議決を経た「千曲市森林総合施設条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和7年12月26日

千曲市長

小川 修一

千曲市条例第40号

千曲市森林総合施設条例の一部を改正する条例

千曲市森林総合施設条例（平成15年千曲市条例第183号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

バンガロー	1泊 5,000円（駐車料1台分を含む。）
テント場所代	1泊（日帰りを含む。） 1張りテント面積4平方メートルにつき620円。この場合において、4平方メートルに満たない端数があるときは、4平方メートルに切り上げて計算する。
バーベキューサイト	小学生以上1人1日 120円（日帰りの利用に限る。）

」を

「

バンガローサイト	1泊 5,000円（駐車料1台分を含む。）
テントサイト	1区画1泊（日帰りを含む。） 3,000円
バーベキューサイト	1人1日（日帰りの利用に限る。） 大人 1,000円 小学生以上中学生以下 500円 未就学児 無料

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千曲市森林総合施設条例の規定により受けたこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用の許可は、この条例による改正後の千曲市森林総合施設条例（以下「新条例」という。）の規定により受けた利用の許可とみなす。

- 3 新条例別表第2の規定は、施行日以後の利用に係るものから適用し、施行日前の利用に係るものについては、なお従前の例による。